

政策評価に関する基本方針改正案（租税特別措置等関係）

平成 22 年 月 日
閣 議 決 定

（下線部分が改正事項）

I 政策評価に関する基本計画の指針

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

- ア 事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとする。その際、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。
- イ 事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第 1 号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。
- ウ 事前評価については、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにし、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。
- エ 事前評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。
- オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 17 年 3 月 29 日内閣総理大臣決定）を踏まえて行うものとする。
- カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。
- キ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策の事前評価については、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、その実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置

(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)
に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

イ 事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。なお、各行政機関の任務やそれと一体不可分な根幹的な基本方針などの目的については、これに照らして評価を行うものとしてとらえられるのが通常である。

ウ 事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

オ 研究開発を対象とする事後評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。

カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、平成22年度税制改正大綱において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策で各行政機関の所掌に係るものについては、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象

とするよう努めるものとする。

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。

また、政策評価と予算・決算、税制との連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。

総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」及び、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」を策定する。